

《令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ》

食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給します（1.と2.の給付金は対象児童1人について、いずれか一方一回限りの支給となります）。

1. ひとり親世帯（北海道から支給されます）

●支給対象

養育者 (支給対象者)	児童扶養 手当受給	R5.3 受給 または R5.4 新規受給	R5.3 受給停止 (公的年金等受給による)	非受給または R5.3 受給停止 (所得要件による)
	R5 所得 または収入			食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）
児童 (対象児童)	児童扶養手当 受給対象児童	積極支給	申請支給	

●支給方法

- ・積極支給・・・申請不要です。
北海道から案内が送付され、児童扶養手当の受給口座に北海道から支給されます。
- ・申請支給・・・申請が必要です。（※3）

2. ひとり親以外（低所得）世帯（余市町から支給されます）

●支給対象

養育者 (支給対象者)	対象区分 R4 住民税 R5 住民税 R5 所得 または収入	令和4年度給付金（ひとり親 以外の低所得分）支給対象者		家計急変者	
		非課税	非課税	課税	課税
		非課税	課税	非課税	課税
児童 (対象児童)	前回支給対象 R5.3 高校卒業世代 乳児～高校生世代 新生児 (R5.3.1～R6.2.29生)	積極支給① (前回給付対象)		食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）	
		積極支給② (新規対象)			
				申請支給 (新規対象)	

●支給方法

- ・積極支給①・・・申請不要です。
5月中旬に余市町から案内を送付しており、令和4年度給付金の受給口座に余市町から支給されます。（※2）
- ・積極支給②・・・申請不要です。
隨時余市町から案内を送付する予定であり、児童手当または特別児童扶養手当受給口座に余市町から支給されます。（※2）
- ・申請支給・・・申請が必要です。（※3）

3. 申請期限・注意事項

●申請期限 令和6年2月29日まで（消印有効）

ただし、令和6年3月分新規児童手当または特別児童扶養手当受給児童については令和6年3月15日まで

●注意事項

- ※1 家計急変とは、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年度住民税が非課税となった場合または令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の所得（収入）×12か月の額が非課税相当となった場合をいいます。
- ※2 積極支給の対象の方について、受給拒否や受給口座の変更がある場合は指定期日までに下記提出先へ届出が必要です。
- ※3 申請支給について、対象要件を確認する書類を添付のうえ、下記提出先へ申請が必要です。 詳細は下記お問合せ先にお問合せいただくか町HP等をご覧ください。